**洋野町障がい福祉プランに係る障害福祉施設**

**整備運営事業者募集要項**

**令和元年７月**

**〒028-7995　岩手県九戸郡洋野町種市23-27**

**洋野町　福祉課**

**TEL　0194-65-5915**

**FAX　0194-69-1121**

**Eﾒｰﾙﾄﾞﾚｽ　fukushi@town.hirono.iwate.jp**

**１　はじめに**

洋野町は、洋野町障がい福祉プラン（平成30年度～令和2年度）において障害福祉施設の整備目標を定め、計画的に整備を進めています。

今回の募集は、この計画において令和２年度に整備を予定している次の障害福祉施設の整備運営事業者を募集するものです。

**２　募集内容**

募集する施設は、次のとおりです。

（１）施設種別　 共同生活援助事業所

（２）整 備 数 １施設

（３）定　　員 　６人

（４）募集地域 　洋野町内（地域制限なし）

（５）整備区分 　創設

（６）開設時期 　令和３年４月１日まで

**３　応募事業者の資格**

（１）株式会社、ＮＰＯ法人、一般社団法人又は、社会福祉法人等で整備事業開始までに法人が設立されていること。

（２）民事再生法（平成１１年法律２２５号）による手続きをしていない者。

（３）洋野町に納めるべき法人町民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がない者。

（４）法人、役員（就任予定者含む。）等が、洋野町暴力団排除条例（平成２７年洋野町条例

第１１号）第２条第２号から第５号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び

暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

**４　提出期限、応募方法等**

（１）提出期限等　　令和元年８月３０日（金）

　受付時間９：００～１７：００（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（２）応募方法等

ア　応募する場合は、洋野町福祉課へ電話等で事前に提出日時を予約したうえで応募者が応募書類を持参して下さい。郵送による応募はできません。

イ　応募にあたっては、所定の様式等により応募書類を提出してください。

ウ　応募書類に不備等がある場合は受理できません。

**５　提出書類**

（１）提出書類は、別紙１「提出書類一覧」を参照して提出してください。

（２） 提出部数は、応募時に正本１部とし、内容確認を受けた後に副本２部（正本のコピー可）

を提出してください。

（４）提出書類は、すべてＡ４サイズに統一し、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、フラットファイル又はパイプ式ファイル等に綴じてください。Ａ３図面等はＡ４サイズ折りにし、Ａ５やＢ５サイズの用紙等は、Ａ４用紙に貼付して綴じてください。

（５）受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等は受付けません。ただし、町が必要と認

める場合は、追加書類を求めることがあります。

**６　事前相談**

（１）応募を予定する法人は、洋野町福祉課へ電話等で相談日時を予約し、出席者を報告のう

え、令和元年８月１９日（月）までに事前相談を行ってください。

（２）事前相談には、法人代表者、施設長予定者または法人の職員であって、計画内容及び法

人の運営状況等を熟知している方がお越しください。設計会社やコンサルティング会社

からの事前相談は受け付けません。

**７　募集要項に関する質問等**

募集要項に関する質問等については、次のとおり行ってください。

（１）質問の方法

質問の内容を簡潔明瞭にまとめて、別紙「質問票」に記入の上、Ｅメール又はＦＡＸにより提出してください。なお、電話及び口頭での質問は受け付けできません。

（２）質問の受付

ア　受付期間　　令和元年８月１日（木）～８月９日（金）

イ　受付時間　　随時

ウ　送付先　　　洋野町福祉課

Ｅメール　fukushi@town.hirono.iwate.jp

ＦＡＸ　　０１９４－６９－１１２１

（３）回答の方法

Ｅメール又はＦＡＸにより、原則として質問票の受理後３日以内（土曜日、日曜日を除く。）に回答します。

**８　事業者の選考方法**

（１）審査は、書類審査、現場調査を行い、総合的に評価・審査し、町長が決定しますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

（２）審査結果によって、整備運営事業者を選定しない場合があります。

**９　結果の通知及び公表**

選定結果は、応募者に通知するとともに、選定事業者を洋野町公式ホームページに掲載し

ます。

**10　施設整備に対する補助制度**

募集する施設の整備に対して、「社会福祉施設等施設整備費補助事業」などの補助制度を活用することができます。ただし、補助金の交付を保証するものではありませんので、施設整備等にあたっての資金計画については十分に留意してください。

**11　禁止事項**

（１）審査の前に次の行為を行った場合は、審査を行うことなく失格とします。

・町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合

（２） 応募書類に関し次に該当する場合は、審査を行うことなく失格とします。なお、整備運営事業者として選定された後であっても同様とします。

・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

・重要な事項（計画予定地、施設の構造、資金の確保、関係法令等）に問題が生じ、施設開設が困難となった場合

・町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合

**12　応募に当たっての留意点**

（１）応募書類を提出する段階では、整備予定地について購入等によりあらかじめ確保しておく必要はありませんが、決定後の確保が確実であることが必要です。

（２）施設の建設に当たっては、建築基準法、消防法、農地法、文化財保護法など関係法令等

について、事前に関係部署へ相談及び確認を行ってください。

（３）提出した事業計画書及び添付資料等の返却はいたしません。また、申込書の作成等の応

募に係る一切の費用は全て応募者の負担となります。

（４）募集内容における開設時期について、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、時期を変更する場合があります。